

※業務前、中間点呼には運行の安全確認に必要な指示伝達を行い又、報告事項等を求め事項欄に記入のこと。

※点呼は、選任された補助者（運行管理者の基礎講習を受けた者又は運行管理有資格者）に行なわせる場合でも総回数（約一ヶ月）の三分の二以下とすること。選任運行管理者が三分の一以上実施すること。

＜検知器の故障の有無の確認＞

【毎日確認すべき項目】

①アルコール検知器の電源が破害に入ること □

②アルコール検知器に損傷がないこと ☐

【毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上は確認すべき事項】

①酒気を帯びていない者が検知器を使用した場合には検知しないこと ☐

②アルコールを含有した液体を口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。口

※業務前、中間点呼には運行の安全確認に必要な指示伝達を行い又、報告事項等を求め事項欄に記入のこと。

※点呼は、選任された補助者（運行管理者の基礎講習を受けた者又は運行管理有資格者）に行なわせる場合でも総回数（約一ヶ月）の三分の二以下とすること。選任運行管理者が三分の一以上実施すること。

＜検知器の故障の有無の確認＞

【毎日確認すべき項目】

①アルコール検知器の電源が確実に入ること □

【毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上は確認すべき事項】

①酒気を帯びていない者が検知器を使用した場合には検知しないこと ☐

②アルコールを含有した液体を口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること □